

令和2年度 自動車税（種別割）のグリーン化税制のお知らせ

環境にやさしい自動車の普及を促進するため、平成14年度から自動車税（種別割）のグリーン化税制が実施されています。

これは、基準を満たす排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については新車新規登録の翌年度に限り自動車税（種別割）が軽減され（軽減のあった翌年度以降は通常の税額に戻ります）、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税額が高くなる特例措置です。

1. 環境負荷の小さい自動車

令和元年度中に新車新規登録した下記自動車 ⇒ 令和2年度自動車税（種別割）が軽減

対象車		措置の内容
排ガス要件	燃費要件	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車（H30 排出ガス基準適合又はH21 排出ガス基準から NOx10%低減達成） プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車（H30 排出ガス基準適合又は H21 排出ガス規制適合）		概ね75%軽減
 	令和2年度燃費基準 +30%達成（※2） 	
	令和2年度燃費基準 +10%達成（※2） 	概ね50%軽減

- 「★★★★」は、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車です。
- 「燃費基準」とは、省エネ法に基づき定められている燃費基準値をいいます。
- 同じ車種等であっても軽減の対象とならない場合があります。必ず自動車販売店でご確認ください。また、国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp>) に軽減に関する情報が掲載されています。ホームページ内で「自動車関係税制」を[検索](#)してご覧ください。

自動車税（種別割）が軽減されるのは1年度分だけです。
軽減の翌年度以降は通常の税額に戻ります。

2. 環境負荷の大きい自動車

対象車（注1）	新車新規登録の時期	措置の内容
新車登録から11年を超えているディーゼル車	平成21年3月31日以前	概ね15%増 （注2）
新車登録から13年を超えているガソリン車、LPG車	平成19年3月31日以前	

（注1）電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除きます。

（注2）バス（一般乗合用を除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、概ね10%増になります。

令和2年度 税額表(自家用乗用車のうち主なもの)

① 令和元年10月1日以降に初回新規登録されたもの

（単位：円）

総排気量	通常の年税額	環境負荷の小さい自動車		新車登録から11年超のディーゼル車、13年超のガソリン車、LPG車
		概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね15%増
1,000cc以下	25,000	6,500	12,500	—
1,000cc超1,500cc以下	30,500	8,000	15,500	—
1,500cc超2,000cc以下	36,000	9,000	18,000	—
2,000cc超2,500cc以下	43,500	11,000	22,000	—

② 令和元年9月30日までに初回新規登録されたもの

（単位：円）

総排気量	通常の年税額	環境負荷の小さい自動車		新車登録から11年超のディーゼル車、13年超のガソリン車、LPG車
		概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね15%増
1,000cc以下	29,500	7,500	15,000	33,900
1,000cc超1,500cc以下	34,500	9,000	17,500	39,600
1,500cc超2,000cc以下	39,500	10,000	20,000	45,400
2,000cc超2,500cc以下	45,000	11,500	22,500	51,700

☆自動車税（環境性能割）についても軽減措置があります。
自動車税センターや自動車販売店等へお問い合わせください。

くわしくは、富山県総合県税事務所 自動車税センター までお問い合わせください。

住所：〒930-0992 富山市新庄町馬場 39-6

TEL：076（424）9211、FAX：076（424）9749

＜窓口時間：月～金（国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く）8：30～17：15＞